

平成 3 1 年 1 月 1 6 日 開 催  
調 査

## 総務教育常任委員会資料

調査事件 6 町内会館等管理方針の見直しについて  
(その他所管に関する事項について)

総 務 課



## 調査事件 6

### 町内会館等管理方針の見直しについて (その他所管に関する事項について)

#### 1 条例制定の目的について

町内会館は、地域住民の福祉の増進を図るとともに、地域コミュニティ推進活動等の用に供するため各地域に町内会館を設置しており、その施設の効率的かつ適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものであります。

なお、今般の町内会館の再編に併せて、新たな条例を制定し、既存の生活館等の管理条例を一つに統合することとするものであります。

#### 2 施設の概要について

名 称	宮歌・豊浜町内会館
位 置	福島町字宮歌637番地29
構 造	木造平屋建て 延床面積 88.33㎡
施設構成	集会室及び調理室

#### 3 管理方法について

管理委託方法は、従来同様に施設所在町内会へ管理委託することとします。また、町内会館の再編計画により町内会館を二つの町内会で共有する場合は、従来の管理を基本と、双方の協議によりどちらか一つの町内会に管理を委託することといたします。

#### 4 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例制定の趣旨を規定しております。
- (2) 第2条は、管理運営が必要となる町内会館の名称及び位置を規定しております。
- (3) 第3条は、管理及び運営方法について規定しております。
- (4) 第4条は、利用及び使用に関する規定を定めております。
- (5) 第5条は、使用の制限を規定しております。
- (6) 第6条は、利用地区の町内会が使用する場合は無料とし、私用に属するもの等の使用料を徴することを規定しております。
- (7) 第7条は、使用料の返還を規定しております。
- (8) 第8条は、賠償の義務を規定しております。
- (9) 第9条は、委任に関する事項を規定しており、この条例施行に必要な事項は規則で定めることを規定しております。

#### 5 施行期日について

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、宮歌・豊浜町内会については、平成31年2月1日から施行します。

## 6 平成30年度における予算措置について

平成31年2月1日供用開始予定にともない、ランニングコストを次のとおり補正予算を計上しております。

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
11 需用費	102	
01 消耗品費	60	掃除用具一式、壁掛時計外
06 燃料費	20	灯油代及びガス代 (2ヶ月分)
09 光熱水費	22	電気料及び水道料 (2ヶ月分)
12 役務費	5	
11 各種手数料	5	汲取料 (1回分)
合 計	107	

## 7 平成31年度新年度予算について

新年度より町において管理する町内会館13施設に加え、新栄町集会所について、適正な管理運営を図ることとするため、管理運営費等を次のとおり予算要求しております。

(単位：千円)

区 分	H31 予算要求額	H30 予算額	内 容
11 需用費	1,486		
01 消耗品費	70		消耗品一般
06 燃料費	564		灯油代：284,000円 ガス代：280,000円
09 光熱水費	852		電気料：500,000円 水道料：352,000円
12 役務費	280		
11 各種手数料	280		汲取料 (@20,000円×14施設)
13 委託料	420	279	
37 施設管理委託料	420	279	委託料 (@30,000×14施設)
18 備品購入費	500		
04 管理用備品購入費	500		各施設管理用備品購入経費
19 負担金・補助及び交付金	250	850	
01 町内会館運営補助金	250	850	H31.1~3月分 (14施設)
合 計	2,936	1,129	

## 福島町町内会館管理条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地域住民の福祉の増進を図り、地域コミュニティ活動を推進することを目的として、町内会館（以下、「町内会館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 町内会館の名称及び位置は別表1のとおりとする。

（管理及び運営）

第3条 町長は、施設を管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営を行うものとする。ただし、施設の管理は町内会館の所在する町内会へ委託することができる。また、一つ施設を共同で使用する場合、対象となる町内会双方が協議し、いずれかの町内会と委託することができる。

（利用及び使用）

第4条 町内会館は、第1条の目的を達成しようとする者の利用に供する。

- 2 町長は、第1条の目的を妨げない範囲に置いて、町内会活動、諸団体の会議、町民の集会及び催し等に使用させることができる。
- 3 前項の規定により町内会館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
- 4 使用の許可を受けた者は、これを転貸してはならない。

（使用の制限）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは停止することができる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じた場合にあっても、町長はその責を負わないものとする。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- (2) 使用の目的に違反したとき
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- (4) 施設及び設備を破損、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき
- (6) その他町長が不相当と認めるとき

（使用料）

第6条 利用地区の町内会が使用する場合は無料とする。ただし、その目的が私用に属するもの又は町長において使用料を徴することが適当と認める場合は、別表2に定めるところにより使用料を徴収するものとする。

- 2 使用料は前納しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 すでに納付された使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合、町長はその全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により、使用不能となったとき

(2) その他町長が町内会館の管理上必要を認めたとき

(賠償)

第8条 使用者が建物又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、これを免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、町内会館の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、宮歌・豊浜町内会館については、平成31年2月1日から施行する。

(福島町生活館管理条例の廃止)

2 福島町生活館管理条例(昭和46年福島町条例第17号)は、廃止する。

(福島町母と子の家管理条例の廃止)

3 福島町母と子の家管理条例(昭和47年福島町条例第18号)は、廃止する。

(福島町コミュニテイセンター条例の廃止)

4 福島町コミュニテイセンター管理条例(昭和57年福島町条例第12号)は、廃止する。

(福島町ふれあいセンター設置条例の廃止)

5 福島町ふれあいセンター設置条例(平成10年福島町条例第16号)は、廃止する。

(福島町寿の家管理条例の廃止)

6 福島町寿の家管理条例(昭和48年福島町条例第35号)は、廃止する。

別表 1

名称	位置	利用町内会
宮歌・豊浜町内会館	福島町字宮歌637番地29	宮歌・豊浜
松浦生活館	福島町字松浦389番地1	松浦・吉野
館崎生活館	福島町字館崎110番地1先	館崎2・3
日向生活館	福島町字日向460番地	日向1・2
塩釜生活館	福島町字塩釜49番地5	塩釜
浦和生活館	福島町字浦和286番地	浦和
浜中母と子の家	福島町字月崎265番地19	月崎1
月崎母と子の家	福島町字月崎363番地47	月崎2
緑町母と子の家	福島町字月崎318番地16	みどり町
三岳母と子の家	福島町字三岳200番地2	三岳1
丸山コミュニティセンター	福島町字月崎363番地79	丸山
白符ふれあいセンター	福島町字白符565番地1	白符
三岳寿の家	福島町字三岳503番地1	三岳2

別表 2

区分	使用料	設定	備考
半日間使用	2,000円	1日：4時間以内の使用の場合	全施設共通料金
1日間使用	4,000円	1日：4時間以上使用の場合	

ただし、営利を目的とする使用の場合は、本表の2倍の額とする。

## 福島町町内会館管理条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、福島町町内会館管理条例（平成●●年福島町条例第●●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 福島町町内会館管理条例第2条に定める施設（以下「施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（使用許可申請）

第3条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。ただし、使用許可申請は施設を管理する町内会へ提出することができる。

（使用許可書）

第4条 町長は、前条の規定による申請を許可する場合は、使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（使用料の納付）

第5条 前条の許可を得た者は、条例第6条ただし書きの規定により使用料が生ずる場合は、すみやかに使用料を納付しなければならない。

（管理委託料）

第6条 町長は施設の管理を町内会に委託する場合は、委託料は年額15,000円とし、施設内で使用する消耗品相当額の15,000円を加え、総額30,000円とする。

（使用変更等）

第7条 使用者が、許可の内容を変更又は使用の取り消しをしようとするときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

（使用者の厳守事項）

第8条 使用者は、条例で定めるほか、次の各号に掲げる事項及び町長の指示する事項を守らなければならない

(1)施設を許可なく改造しないこと

(2)施設・敷地内で、許可なく看板・ポスター等の掲示をしないこと

(3)所定の場所以外では、火気を使用しないこと。

(4)施設の清潔を保ち、整理整頓に努めること。

（内部規定）

第9条 町長は、この規則に定めるもののほか、施設の管理等に関し、必要な内部規定を設けることができる。

附 則

この規則は、平成●●年●●月●●日から施行する。



別記第1号様式

町内会館使用許可申請書

年 月 日

福島町長 様

住 所  
氏 名 ○ 印

次のとおり の使用を許可されたく申請致します。

使用施設			
使用の目的			
使用希望室名		使用予定 人 員	人
使用日程 及び内容	自 年 月 日 至 年 月 日	日間	時から 時まで
会場責任者名		会場整理人	人
参考事項			

別記第 2 号様式

町内会館使用許可書

上記使用について許可する。

条 件
-----

_____ 円
---------

年 月 日

福島町長